

令和 3 年第 1 回（3 月）

# 川口市議会定例会

報告事項

令和3年第1回（3月）川口市議会定例会報告事項目次

報告第 1 号	専決処分の報告について（公用自動車によるフェンス及び道路標識損傷事故）	1
報告第 2 号	専決処分の報告について（公用自動車によるマンション外壁損傷事故）	2
報告第 3 号	専決処分の報告について（公用自動車による車両損傷事故）	3
報告第 4 号	専決処分の報告について（公用自動車による車両損傷事故）	4
報告第 5 号	専決処分の報告について（公用自動車によるプレハブ倉庫損傷事故）	5
報告第 6 号	専決処分の報告について（公用自動車による人身及び車両損傷事故）	6

報告第 1 号

専決処分の報告について

公用自動車の交通事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年2月24日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

- 1 事 故 名 公用自動車によるフェンス及び道路標識損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和2年8月12日
- 3 事故発生場所 (1) 川口市大字安行慈林997番地の1  
(2) 川口市大字安行慈林997番地の1先路上
- 4 損害賠償の相手方 (1) 川口市在住  
男 性 88歳  
(2) 川口市所在  
A警察署
- 5 損害賠償の額 154,049円  
(1) 52,849円  
(2) 101,200円

令和3年1月5日

川口市長 奥ノ木 信夫

報告第 2 号

専決処分の報告について

公用自動車の交通事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年2月24日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

- 1 事 故 名 公用自動車によるマンション外壁損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和2年8月19日
- 3 事故発生場所 川口市戸塚南4丁目3番20号地内
- 4 損害賠償の相手方 さいたま市所在  
株式会社B
- 5 損害賠償の額 72,600円

令和3年1月5日

川口市長 奥ノ木 信夫

報告第 3 号

専決処分の報告について

公用自動車の交通事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年2月24日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

- 1 事 故 名 公用自動車による車両損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和2年8月22日
- 3 事故発生場所 川口市末広1丁目1番15号地内
- 4 損害賠償の相手方 川口市在住  
男 性 57歳
- 5 損害賠償の額 168,119円

令和3年1月5日

川口市長 奥ノ木 信夫

報告第 4 号

専決処分の報告について

公用自動車の交通事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年2月24日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

- 1 事 故 名 公用自動車による車両損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和2年8月27日
- 3 事故発生場所 川口市栄町3丁目1番24号 JR東日本川口駅東口ロータリー内
- 4 損害賠償の相手方 川口市所在  
株式会社C
- 5 損害賠償の額 98,183円  
令和3年1月5日

川口市長 奥ノ木 信夫

報告第 5 号

専決処分の報告について

公用自動車の交通事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年2月24日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

- |            |                    |
|------------|--------------------|
| 1 事 故 名    | 公用自動車によるプレハブ倉庫損傷事故 |
| 2 事故発生年月日  | 令和2年10月13日         |
| 3 事故発生場所   | 川口市柳崎1丁目13番1号地内    |
| 4 損害賠償の相手方 | 川口市所在<br>D株式会社     |
| 5 損害賠償の額   | 79,574円            |

令和3年1月5日

川口市長 奥ノ木 信夫

報告第 6 号

専決処分の報告について

公用自動車の交通事故に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年2月24日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

- 1 事 故 名 公用自動車による人身及び車両損傷事故
- 2 事故発生年月日 令和2年11月4日
- 3 事故発生場所 川口市中青木2丁目5番17号先路上
- 4 損害賠償の相手方 (1) 狭山市在住  
男 性 54歳  
(2) 川口市所在  
株式会社E
- 5 損害賠償の額 110,956円  
(1) 67,550円  
(2) 43,406円

令和3年1月5日

川口市長 奥ノ木 信夫